

## 2. 償還免除に関すること

### Q2-1. どうしたら償還免除になりますか？

- ⇒兵庫県社会福祉協議会から順次、手続きに必要な書類をお送りしていますので、手元に届いたところで書類を確認して手続きをしてください。
- ⇒緊急小口資金、総合支援資金（初回）については、令和3年度または令和4年度に「あなた（借りた人）」と「あなたの世帯の世帯主」が両方とも「住民税均等割・所得割どちらもが非課税」であれば、償還免除の対象となります。

### Q2-2. 非課税の場合は全部まとめて（4資金とも）免除になりますか？

- ⇒償還免除の判定は資金ごとに行います。令和4年度（今年度）に免除申請ができるのは、「緊急小口資金」と「総合支援資金（初回）」分です。
- ⇒総合支援資金（延長）は令和5年度、総合支援資金（再貸付）は令和6年度に償還免除の判定を行います。
- ⇒令和4年4月1日以降に申請された緊急小口資金及び総合支援資金（初回）については、令和5年度に償還免除の判定を行います。

### Q2-3. なぜ全額が一括で免除できないのですか？

- ⇒特例貸付は、緊急小口資金、総合支援資金の初回貸付、延長貸付、再貸付を単位として貸付期間の設定や資金交付を行っていることから、免除判定についても、貸付する際の資金交付額や順序を踏まえ、貸付種別で順次免除を行うようにという、国の指示です。償還になった場合の借受人の方の返済額にも配慮がなされた結果です。

### Q2-4. （書類到着後）償還免除の申請方法について教えてください。

- ⇒3つの書類を、青の返信用封筒に入れて、令和4年8月31日までに郵便ポストに投函してください。切手は不要です。
- 記入例も封筒に入っているので、よく読んで記入してください。

#### 【重要】 提出する書類

1	償還免除申請書（同封書類2）
2	世帯全員の住民票（世帯主の記載あり。マイナンバー記載なしで発行3か月以内のもの） ※発行手数料は申請者負担です
3	非課税証明（あなたと世帯主分／あなたが世帯主の場合はあなたの分のみ） ※発行手数料は申請者負担です

### Q2-5. 償還免除申請書が何通も届いたが、全部記入しないとダメですか？

- ⇒利用した貸付の種類ごとの申請が必要なので、すべての申請書について記入していただき、提出する必要があります。
- ⇒添付する住民票と非課税証明は、それぞれ1通の提出で結構です。

**Q2-6. 償還免除申請書を書き間違えた場合、訂正印は必要ですか？**

⇒償還免除申請書は押印略としているため、訂正印は不要です。間違えた箇所を二重線で消し、その上部に正しく記入しなおし、隣に小さくフルネームを署名してください。

⇒なお、印字部分（金額欄を含む）は訂正できません。

**【見本】**

借受人氏名（自署）	兵庫 太郎
電話番号	090-XXXXX- <del>1234</del> <sup>1423</sup> 兵庫 太郎

**Q2-7. 償還免除申請書の記入を代筆してもらってもよいですか？**

⇒償還免除申請書は必ず借受人本人にご理解いただき、借受人本人が自署でサインしていただく必要があります。

**Q2-8. 電話がない場合、電話番号は無記入でもよいですか？**

⇒ご本人と連絡がつく電話番号の記入が必要です。ご家族等と相談していただき、連絡がつく電話番号の記入をお願いいたします。無記入の場合は、書類不備扱いとなります。

**Q2-9. 同意欄にチェックをしないでもよいですか？**

⇒免除申請書は国が定めた様式で、同意欄のチェックは必要です。チェック漏れや無記入の場合は、書類不備扱いとなります。

**Q2-10. 住所変更はしていないが、住民票を分けた場合はどうなりますか？**

**例：住所変更はないが、単身世帯に変わっている等**

⇒ご事情がある場合は、県社会福祉協議会特例貸付コールセンター0120-552-039にご相談ください。（同一住所内で償還免除を受けるために世帯分離をされた場合は、償還免除には該当しません）

**Q2-11. 同一世帯として貸付利用したが、住民票が分かれている場合、課税証明書はすべての世帯分の提出が必要ですか？**

⇒借受人が表記されている現在の住民票における世帯主が確認対象となりますので、すべての世帯分の提出は不要です。

**Q2-12. 申請時と償還免除申請時で世帯主が変わっている場合はどうなりますか？**

⇒貸付申請の後、結婚や疾病・介護が必要となった場合などを理由に同居するなどのやむを得ない事情によって、借受時と償還免除判定時の世帯構成が変わっている場合があります。

⇒こうした場合で、かつ償還免除判定時の世帯主が貸付申請時に借受人と同一世帯でなかった場合は、借受人のみの住民税が非課税であることをもって償還免除の判定がおこなわれます。

**Q2-13. 償還免除の申請はいつまでできますか？**

⇒令和4年度は、令和4年8月31日まで（当日消印有効）に申請してください。

**Q2-14. 私は住民税非課税ですか？**

⇒お住まいの市区町の行政税務窓口で課税証明書をとっていただくことで、確認できます。令和3（2021）年または令和4（2022）年の1月1日に住民票があった行政税務窓口にて確認してください。

**Q2-15. 償還免除の対象となる住民税非課税の範囲内に住民税の所得割のみ非課税の人は含まれますか？**

⇒含まれません。

**Q2-16. 緊急小口資金と総合支援資金（初回）の免除の判定は、借受人と世帯がそれぞれ違う年度で非課税となる場合、償還免除の対象となりますか？**

⇒対象とはなりません。償還免除の判定においては同じ年度に借受人と世帯主が非課税である場合に対象となります。

**Q2-17. 緊急小口資金と総合支援資金初回分が償還免除となった場合であっても、令和5年度が課税となれば、総合支援資金の延長分は償還が必要ですか？**

⇒貸付種類別・判定年度ごとの償還のため、ご質問のケースの場合は償還が必要となります。

**Q2-18. 所得等の申告をしていない場合、どうしたらよいですか？**

⇒行政税務担当窓口にて住民税課税証明の取得についてご相談ください。

**Q2-19. 免除申請の結果はいつわかりますか？**

⇒令和4年10月から11月にかけて順次、借受人宛に郵送で通知いたします。電話での結果回答は一切できませんので、通知が届くまでお待ちください。

**Q2-20. 必要書類を提出すれば、償還は免除になりますか？**

⇒要件に該当すれば免除となりますが、県社会福祉協議会の審査を伴いますので、書類提出すれば必ず免除になるとは言いかねます。

**Q2-21. 一部償還をしていたが、免除申請により免除となれば償還したお金は返金されますか？**

⇒償還免除が決定された時点以降の残債を一括して免除するため、既に償還した償還済額は償還免除の対象となりません。

**Q2-22. 償還が免除にならなかった場合、何か手続きが必要ですか？**

⇒令和5年1月以降に償還（返済）がはじまりますので、償還のための引き落とし口座の登録が必要です。兵庫県社会福祉協議会のホームページにアクセスし、引き落とし口座を設定してください。

⇒スマートフォン、パソコン操作が難しい場合はお住まいの市区町社会福祉協議会にお越しいただければ、専用の決済端末で登録ができます。（Q3-2 参照）

⇒なお、兵庫県社会福祉協議会から年内に郵送にて償還開始月、金額等のお知らせが届きます。

**Q2-23. 新型コロナウイルスに感染したので免除されますか？**

⇒新型コロナウイルス感染症に罹患したことだけでは、償還免除の要件には該当しません。

**Q2-24. DV 避難により、住民票の異動をおこなっていない場合、償還免除に必要な書類はどうすればよいですか？**

⇒ 兵庫県社会福祉協議会特例貸付コールセンター0120-552-039 にご相談ください。